

指定通所介護重要事項説明書（共生型生活介護）

当事業所は、ご利用者に対して障害者総合支援法に基づく「共生型生活介護」サービスを提供します。利用は原則として、介護給付費の支給決定を受けた方が対象になります。

1 事業者概要

法人名	社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会
法人所在地	長野県飯田市東栄町3108番地1
電話番号	0265(53)3040
代表者氏名	会長 原 重一
設立年月日	昭和38年7月15日

【基本理念】 わたくしたちは、地域と命の尊さを守るため、「新たな福祉の創造による改革」を行い地域社会に貢献します。

【居宅介護支援】

	開設年月日	指定番号
飯田市社協介護相談センター	平成11年9月30日	2070500208
飯田市社協南信濃介護相談センター	平成15年8月1日	2072500883

【介護予防支援】

飯田市社協介護相談センター	平成18年4月1日	2070500208
飯田市社協南信濃介護相談センター	平成18年4月1日	2072500883

【訪問介護】

飯田市社協ヘルパーステーション	平成11年10月29日	2070500240
-----------------	-------------	------------

【基準該当訪問介護】

飯田市社協南信濃ヘルパーステーション	令和2年10月1日	2080500040
--------------------	-----------	------------

【飯田市総合事業訪問型サービス】

飯田市社協ヘルパーステーション	平成30年4月1日	2070500240
飯田市社協南信濃ヘルパーステーション	令和2年10月1日	2072500016

【通所介護】

いいだデイサービスセンター	平成11年12月27日	2070500323
北部デイサービスセンター	平成11年12月27日	2070500331
上郷デイサービスセンター	平成12年1月30日	2070500356
竜東デイサービスセンター	平成12年1月31日	2070500349
南信濃デイサービスセンター	平成15年8月1日	2070500859

【飯田市総合事業通所型サービス】

いいだデイサービスセンター	平成30年4月1日	2070500323
北部デイサービスセンター	平成30年4月1日	2070500331
上郷デイサービスセンター	平成30年4月1日	2070500356
竜東デイサービスセンター	平成30年4月1日	2070500349
南信濃デイサービスセンター	平成30年4月1日	2070500859

【介護老人福祉設】

遠山荘	平成16年4月1日	2072500958
飯田荘	平成20年4月1日	2070500885
第二飯田荘	平成20年4月1日	2070500877

【短期入所生活介護（ショートステイ）】

遠山荘	平成16年4月1日	2072500958
飯田荘	平成20年4月1日	2070501370
第二飯田荘	平成20年4月1日	2070501388

【介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）】

遠山荘	平成18年4月1日	2072500958
飯田荘	平成23年7月1日	2070501370
第二飯田荘	平成23年7月1日	2070501388

2 事業所の概要

事業所名・種類	長野県飯田市上郷デイサービスセンター・共生型生活介護
指定番号	長野県 第2010500664号 対象区分：身体障害者・知的障害者
指定日	令和3年8月1日
所在地	長野県飯田市上郷飯沼2212-1
電話番号	0265(53)4811
開設年月	平成12年1月30日
利用定員	30名（同一事業所で行われる通所介護サービスと合わせて）

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の従事者、設備及び運営の基準に関する条例」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、支給決定を受けた障がい者（以下「利用者」という。）に対し、指定生活介護サービスを提供します。
運営の方針	ご利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行います。 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 また地域との結び付きを重視するとともに指定障害者福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4 職員体制

共生型生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職員の職種	員数	職務内容
管理者	1名	指定生活介護の利用の申し込みに係る調整・業務実施状況の把握・管理、職員への必要な指揮命令等
生活相談員	1名以上	自立した日常生活を営むことができるよう適切な支援内容を検討する。生活介護計画書を作成し交付し、定期的に見直し変更する。他の職員に対する技術指導・助言を行う
看護職員	1名以上	医師の指導のもと、日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う

機能訓練指導員	1名以上	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う
生活支援員	4名以上	身体等の介護や身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援を行う
栄養士	1名	献立の作成及び給食材料の発注・検収を担当し、厨房を管理する
調理員	1名以上	食事等を調理する
オペレーター	1名以上	送迎を行う
合計	10名以上	

5 営業日・営業時間

営業日	月曜日～日曜日まで。但し、12月31日～1月3日を除きます。	
営業時間	午前8時30分 ～午後5時30分	基本的なサービス提供時間午前9時～午後4時30分 *ただしご利用者及びご家族の要望により延長サービスを行います。

6 営業区域

飯田市内（南信濃・上村除く） *主として、上郷・座光寺・旧市内・鼎・松尾の地区を送迎区域としています。
--

7 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 「生活介護計画」とサービス内容

生活介護計画：飯田市が決定した「支給量」とご利用者の意向や心身の状況を踏まえた具体的なサービス内容や実施日等を記載します。ご利用者・ご家族に事前に説明し、同意をいただき、写しを交付します。申し出によりいつでも見直しができます。

サービス内容：体調の確認及び健康管理、身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援、身体等の介護、食事の提供、入浴又は清拭、口腔機能向上、送迎サービス、創作的活動、生産活動、生活相談、上記に付帯する事項 等

(2) 利用料金（利用者負担額）

ア 法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、利用者負担額のほか、法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額の支払いを受けます。

イ 食事の提供に係る費用 1食につき 790円（食材料費を含む）

ウ 食事提供体制加算 食事提供に係る人件費相当額

エ 創作的活動における実費材料費等

オ その他日常生活において通常必要となるものに係る費用（実費）

(3) 利用者負担額の上限

- ・介護給付費対象の利用者負担額は、上限が定められています
- ・希望により、当事業所を利用者負担額の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際お申し出ください。

(4) 償還払い

- ・事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額の全額を、一旦お支払いいただきます。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えて飯田市に申請すると、介護給付費が支給されます。）

(5) 利用料金のお支払い方法

利用料金は1ヶ月ごとに計算し、ご利用明細書を作成し請求いたします。

以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア 金融機関等口座から自動引き落とし 郵便局 信用金庫 八十二銀行 農協
イ 右記指定口座への振り込み 飯田市社会福祉協議会 社会福祉事業 飯田信用金庫
ウ 現金払い

8 苦情相談申立窓口

相談申立窓口	受付時間	電話番号	相談場所
飯田市上郷デイサービスセンター	月曜日から金曜日 祝日・年末年始除く	Tel 0265-53-4811 Fax 0265-53-4855	飯田市上郷飯沼 2212-1
飯田市社会福祉協議会 苦情対策・改善委員会	午前8時30分から 午後5時30分まで	Tel 0265-53-3040 Fax 0265-53-3186	飯田市東栄町3108-1
飯田市役所 福祉課障害福祉係	午前8時30分から 午後5時15分まで	Tel 0265-22-4511 Fax 0265-22-4544	飯田市福祉課 障害福祉係
長野県福祉サービス 運営適正化委員会	午前9時00分から 午後5時00分まで	Tel 0120-28-7109 Fax 026-291-5180	長野県福祉サービス 運営適正化委員会
相談申立窓口		電話番号	
飯田市社会福祉協議会第三者委員 伊藤 実		080-5144-7582	
森山 祐子		080-5144-7583	
篠田 光子		080-5144-7584	

※第三者評価機関による評価の実施は受けておりません。

9 事故等の発生時の対応と損害賠償

- 1 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村・ご利用者のご家族・主治医に連絡して必要な措置を講じます。
- 2 火災・地震・風水害の場合は、既定の「消防計画」に従い対策をとります。
- 3 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によってご利用者に損害を与えた場合には、速やかにご利用者の損害を賠償します。
ただし、ご利用者又はご利用者のご家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することが出来ます。

令和 年 月 日

指定共生型生活介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

飯田市上郷デイサービスセンター 説明者 氏名 _____ 印
私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定共生型生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

利用者の家族又は関係者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(続き柄等)